

報告第1号

一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

一関市長 佐藤 善仁

一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
（一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年一関市条例第196号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（一関市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 一関市病院事業の設置等に関する条例（平成23年一関市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第2号

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

一関市長 佐藤善仁

一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一関市水道事業給水条例（平成17年一関市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第3号

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>特定個人情報ファイル</u> 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>個人番号利用事務</u> 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) <u>特定個人番号利用事務</u> 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(8) <u>利用特定個人情報</u> 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>別表第1の左欄に掲げる機関</u>（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合に</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>別表第1の左欄に掲げる機関</u>（法令の規定により同表の右欄に掲</p>

つては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 市の機関(法令の規定により番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)については、生活に困窮する外国人を対象として同法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。

3 別表第2の左欄に掲げる機関(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。

4 前2項の 規定による特定個

げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務

(2) 市の機関が行う特定個人番号利用事務

(3) 別表第2の左欄に掲げる機関(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務

2 市の機関 _____

_____は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報のうち _____ 当該機関が保有するもの(当該保有する利用特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)については、生活に困窮する外国人を対象として同法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該利用特定個人情報の提供を受けるものとする。

3 別表第2の左欄に掲げる機関 _____

_____は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。

4 第2項の規定による利用特定個人情報又は前項の規定による特定個

人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
[略]	
10 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	<u>幼稚園就園支援に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
[略]		
15 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	<u>幼稚園就園支援に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該利用特定個人情報又は特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
[略]	
10 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
[略]		
15 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第4号

一関市室根地区会館条例の一部を改正する条例の制定について

一関市室根地区会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市室根地区会館条例の一部を改正する条例

一関市室根地区会館条例（平成17年一関市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="190 849 640 892">名称</th><th data-bbox="645 849 1106 892">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="190 895 640 938">室根第4区集落センター</td><td data-bbox="645 895 1106 938">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="190 941 640 1029"><u>室根田茂木地区コミュニティセンター</u></td><td data-bbox="645 941 1106 1029">一関市室根町折壁字田茂木56番地</td></tr><tr><td data-bbox="190 1032 640 1075">室根ひこばえの森交流センター</td><td data-bbox="645 1032 1106 1075">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="190 1078 1106 1121">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	室根第4区集落センター	[略]	<u>室根田茂木地区コミュニティセンター</u>	一関市室根町折壁字田茂木56番地	室根ひこばえの森交流センター	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 849 1617 892">名称</th><th data-bbox="1621 849 2072 892">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 895 1617 938">室根第4区集落センター</td><td data-bbox="1621 895 2072 938">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1167 1032 1617 1075">室根ひこばえの森交流センター</td><td data-bbox="1621 1032 2072 1075">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1167 1078 2072 1121">[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	室根第4区集落センター	[略]	室根ひこばえの森交流センター	[略]	[略]	
名称	位置																		
室根第4区集落センター	[略]																		
<u>室根田茂木地区コミュニティセンター</u>	一関市室根町折壁字田茂木56番地																		
室根ひこばえの森交流センター	[略]																		
[略]																			
名称	位置																		
室根第4区集落センター	[略]																		
室根ひこばえの森交流センター	[略]																		
[略]																			

議案第5号

一 関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市手数料条例の一部を改正する条例

一 関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで_____の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交	戸籍謄本抄本交付手数料	1通につき	450円	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、_____第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書_____の交	戸籍謄本抄本交付手数料	1通につき	450円

付				付			
2 戸籍法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで_____の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明手数料	1件につき	350円	2 戸籍法第10条第1項、____第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明手数料	1件につき	350円
				2の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び4の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき	400円

				符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
3 戸籍法第12条の2 _____ _____ _____ _____ _____の 規定に基づく除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本の交付又は 同法第120条第1項 _____ _____ _____の規定に基づく磁気ディスク をもって調製された除かれた 戸籍に記録されている事項の 全部若しくは一部を証明した 書面の交付	除籍謄本 抄本交付 手数料	1 通につ き	750円	3 戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1項若 しくは第10条の2第1項若し くは第3項から第5項までの 規定若しくは同法第126条の 規定に基づく除かれた戸籍の 謄本若しくは抄本の交付又は 同法第120条第1項、第120条 の2第1項若しくは第126条 の規定に基づく除籍証明書 _____ _____ _____ _____の交付	除籍謄本 抄本交付 手数料	1 通につ き	750円
4 戸籍法第12条の2 _____ _____ _____ _____ _____の規定 に基づく除かれた戸籍に記載	除籍記載 事項証明 手数料	1 件につ き	450円	4 戸籍法第12条の2において 準用する同法第10条第1項若 しくは第10条の2第1項若し くは第3項から第5項までの 規定又は同法第126条の規定 に基づく除かれた戸籍に記載	除籍記載 事項証明 手数料	1 件につ き	450円

した事項に関する証明書の交付				した事項に関する証明書の交付			
5 戸籍法第48条第1項（同法	届出受理	<u>1件</u> につ	350円（婚	4の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	<u>1件</u> につき	<u>700円</u>
5 戸籍法第48条第1項（同法	届出受理	<u>1通</u> につ	350円（婚	5 戸籍法第48条第1項（同法	届出受理	<u>1通</u> につ	350円（婚

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第6号

一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u> _____をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 [略]</p>

(掲 示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(掲 示 等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

一関市病後児保育室条例を廃止する条例の制定について

一関市病後児保育室条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市病後児保育室条例を廃止する条例

一関市病後児保育室条例（平成20年一関市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例
 (一関市道路占用料条例の一部改正)

第1条 一関市道路占用料条例(平成17年一関市条例第171号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
	占用物件	占用料の単位		占用料		占用物件	占用料の単位		占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1年	1本につき	470円	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1年	1本につき	550円
	第2種電柱			720円		第2種電柱			840円
	第3種電柱			970円		第3種電柱			1,100円
	第1種電話柱			420円		第1種電話柱			490円
	第2種電話柱			670円		第2種電話柱			780円
	第3種電話柱			920円		第3種電話柱			1,100円
	その他の柱類			42円		その他の柱類			49円
	共架電線その他上 空に設ける線類	1年	長さ1メー トルにつき	4円		共架電線その他上 空に設ける線類	1年	長さ1メー トルにつき	5円
	地下に設ける電線 その他の線類			[略]		地下に設ける電線 その他の線類			[略]

	路上に設ける変圧器	1年	1個につき	<u>410円</u>
	地下に設ける変圧器	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>250円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個につき	<u>840円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>350円</u>
	広告塔	1年	表示面積1平方メートルにつき	<u>760円</u>
	その他のもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>840円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	1年	長さ1メートルにつき	<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>25円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>50円</u>

	路上に設ける変圧器	1年	1個につき	<u>480円</u>
	地下に設ける変圧器	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>290円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個につき	<u>980円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>410円</u>
	広告塔	1年	表示面積1平方メートルにつき	<u>670円</u>
	その他のもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>980円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	1年	長さ1メートルにつき	<u>21円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>29円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>44円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>59円</u>

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>75円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>180円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>250円</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>500円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1年	占用面積1平方メートルにつき		<u>840円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの			<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの			<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路	<u>380円</u>			

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>88円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>210円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>290円</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>590円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1年	占用面積1平方メートルにつき		<u>980円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの			<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの			<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路	<u>330円</u>			

	地下に設ける通路			<u>230円</u>	
	その他のもの			<u>840円</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1日	占有面積1平 方メートルに つき	<u>8円</u>	
	その他のもの	1月		<u>76円</u>	
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板(ア ーチで あるも のを除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき	<u>76円</u>	
		その他 のもの		1年	<u>760円</u>
	標識		1年	1本につき	<u>670円</u>
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1日	1本につき	<u>8円</u>
		その他 のもの	1月		<u>76円</u>
幕(政令 第7条 第4号 に掲げ る工事	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一時	1日	その面積1平 方メートルに つき	<u>8円</u>	

	地下に設ける通路			<u>200円</u>	
	その他のもの			<u>980円</u>	
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1日	占有面積1平 方メートルに つき	<u>7円</u>	
	その他のもの	1月		<u>67円</u>	
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。以下 「政令」 という。） 第7条第 1号に掲 げる物件	看板(ア ーチで あるも のを除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき	<u>67円</u>	
		その他 のもの		1年	<u>670円</u>
	標識		1年	1本につき	<u>780円</u>
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1日	1本につき	<u>7円</u>
		その他 のもの	1月		<u>67円</u>
幕(政令 第7条 第4号 に掲げ る工事	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一時	1日	その面積1平 方メートルに つき	<u>7円</u>	

	用施設であるものを除く。)	的に設けるもの			
		その他のもの	1月		<u>76円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1月	1基につき	<u>760円</u>
		その他のもの			<u>380円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>840円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1月	占有面積1平方メートルにつき	<u>76円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	占有面積1平方メートルにつき	<u>84円</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの				<u>Aに0.023を乗じて得た</u>

	用施設であるものを除く。)	的に設けるもの			
		その他のもの	1月		<u>67円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1月	1基につき	<u>670円</u>
		その他のもの			<u>330円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>980円</u>
政令第7条第3号に掲げる施設			<u>1年</u>	<u>占有面積1平方メートルにつき</u>	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1月	占有面積1平方メートルにつき	<u>67円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	占有面積1平方メートルにつき	<u>98円</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの				<u>Aに0.017を乗じて得た</u>

	<table border="1"> <tr> <td>地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が2のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> </tr> </table>	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		階数が2のもの		階数が3以上のもの	その他のもの				<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.005を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.008を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.01を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.033を乗じて得た額</u></td> </tr> </table>	<u>額</u>		<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>	
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの																					
	階数が2のもの																					
	階数が3以上のもの																					
その他のもの																						
<u>額</u>																						
<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>																						
政令第7条第9号に掲げる施設	<table border="1"> <tr> <td>建築物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> </tr> </table>	建築物		その他のもの		1年	占有面積1平方メートルにつき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.023を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.016を乗じて得た額</u></td> </tr> </table>	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>											
建築物																						
その他のもの																						
<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>																						
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	<table border="1"> <tr> <td>トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上空に設けるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> </tr> </table>	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		上空に設けるもの		その他のもの		1年	占有面積1平方メートルにつき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.023を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.023を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.033を乗じて得た額</u></td> </tr> </table>	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>							
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの																						
上空に設けるもの																						
その他のもの																						
<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>																						
	<table border="1"> <tr> <td>地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が2のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> </tr> </table>	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		階数が2のもの		階数が3以上のもの	その他のもの				<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.004を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.006を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.007を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.025を乗じて得た額</u></td> </tr> </table>	<u>額</u>		<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの																					
	階数が2のもの																					
	階数が3以上のもの																					
その他のもの																						
<u>額</u>																						
<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>																						
政令第7条第9号に掲げる施設	<table border="1"> <tr> <td>建築物</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> </tr> </table>	建築物		その他のもの		1年	占有面積1平方メートルにつき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.022を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.015を乗じて得た額</u></td> </tr> </table>	<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>											
建築物																						
その他のもの																						
<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>																						
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	<table border="1"> <tr> <td>トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上空に設けるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> </tr> </table>	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		上空に設けるもの		その他のもの		1年	占有面積1平方メートルにつき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.022を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.022を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>Aに0.031を乗じて得た額</u></td> </tr> </table>	<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>		<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>							
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの																						
上空に設けるもの																						
その他のもの																						
<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>																						
<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>																						

			額
政令第7条第12号に掲げる器具	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>

備考

1～4 [略]

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6～8 [略]

			額
政令第7条第12号に掲げる器具	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>
政令第7条第14号に掲げる施設	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>

備考

1～4 [略]

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市都市公園条例の一部改正)

第2条 一関市都市公園条例（平成17年一関市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第33条関係）				別表第2（第33条関係）			
1 [略]				1 [略]			
2 都市公園を占有する場合の使用料				2 都市公園を占有する場合の使用料			
一関市道路占有料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額				一関市道路占有料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額			
占有物件	単位	使用料		占有物件	単位	使用料	
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額	占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額	占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>
標識	年額	1本につき	<u>670円</u>	標識	年額	1本につき	<u>780円</u>
工事用板囲、足場、詰所その他	月額	占有面積1平	<u>76円</u>	工事用板囲、足場、詰所その他	月額	占有面積1平	<u>67円</u>

の工事用施設		方メートルに		の工事用施設		方メートルに	
土石、竹木、瓦その他工事用		つき		土石、竹木、瓦その他工事用		つき	
材料置場				材料置場			
3 第25条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料				3 第25条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料			
行為		単位		行為		単位	
[略]				[略]			
競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額	占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>	競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額	占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>
売店、飲食店その他これらに類するものの設置				売店、飲食店その他これらに類するものの設置			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例
(一関市手数料条例の一部改正)

第1条 一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

		改正前				改正後				
1	別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
		事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額	
		[略]				[略]				
		34 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査	接道認定申請手数料	<u>延べ面積</u>	<u>200平方メートル以内の一戸建ての住宅</u>	27,000円	34 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の申請に対する審査	接道認定申請手数料	<u>1件につき</u>	27,000円
	[略]				[略]					
	備考	[略]				備考	[略]			

2	別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
事務	名称	単位	金額		事務	名称	単位	金額	
[略]				[略]					
68 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	高压ガス製造許可申請手数料	1 件につき	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 法第5条第1項第1号に該当する者((2)に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、 <u>66の項及び74の項</u> において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円 イ～ケ [略] (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。 <u>66の項</u> <u>及び74の項</u> において同		68 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	高压ガス製造許可申請手数料	1 件につき	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 法第5条第1項第1号に該当する者((2)に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、 <u>69の項及び77の項</u> において同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備 560,000円 イ～ケ [略] (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。 <u>以下この項、69の項及び77の項</u> において同	

			じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額				じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)
			ア～コ [略] (3) [略]				ア～コ [略] (3) [略]
69～71 [略]				69～71 [略]			
72 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造許可に係る完成検査手数料	1件につき	65の項の金額の欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第	72 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造許可に係る完成検査手数料	1件につき	68の項の金額の欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律_____第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第

			37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)				37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
73 [略]				73 [略]			
74 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査手数料	1件につき	66の項の金額の欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)	74 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査手数料	1件につき	69の項の金額の欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
75 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯	高圧ガス第1種貯蔵所位置等変更許可に係る	1件につき	68の項の金額の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	75 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯	高圧ガス第1種貯蔵所位置等変更許可に係る	1件につき	71の項の金額の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額

蔵所の完成 検査	完成検査 手数料		蔵所の完成 検査	完成検査 手数料	
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市消防手数料条例の一部改正)

第2条 一関市消防手数料条例（平成18年一関市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	手数料を徴収する事務	金額	種類	手数料を徴収する事務	金額
[略]			[略]		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) [略] (2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ [略] オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) [略] (2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ [略] オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵

所 1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上
10,000キロリットル未満の浮
き屋根式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が
10,000キロリットル以上
50,000キロリットル未満の浮
き屋根式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1,590,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が
50,000キロリットル以上
100,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 1,950,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が
100,000キロリットル以上
200,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 2,270,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が
200,000キロリットル以上

所 1,450,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上
10,000キロリットル未満の浮
き屋根式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1,720,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が
10,000キロリットル以上
50,000キロリットル未満の浮
き屋根式特定屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付特定屋外タン
ク貯蔵所 1,920,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が
50,000キロリットル以上
100,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 2,360,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が
100,000キロリットル以上
200,000キロリットル未満の
浮き屋根式特定屋外タンク貯
蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ
ンク貯蔵所 2,740,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が
200,000キロリットル以上

		<p>300,000キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の 浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u></p> <p>カ～シ [略]</p>			<p>300,000キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>5,640,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>7,240,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の 浮き屋根式特定屋外タンク貯 蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ ンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u></p> <p>カ～シ [略]</p>
	(3) [略]			(3) [略]	
[略]		[略]			
備考 [略]		備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

1 第1条の表1の項の規定は公布の日から、同表2の項及び第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の表2の項(別表68の項の改正規定に限る。)及び第2条の規定による改正後の一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の規定は、令和6年4月1日以後にされる申請から適用し、同日前までにされた申請については、なお従前の例による。

議案第10号

一関市水道事業経営審議会条例等の一部を改正する条例の制定について

一関市水道事業経営審議会条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市水道事業経営審議会条例等の一部を改正する条例

(一関市水道事業経営審議会条例の一部改正)

第1条 一関市水道事業経営審議会条例(平成17年一関市条例第223号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、上下水道部 <u>総務管理課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、上下水道部 <u>経営総務課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市水道水源保護審議会条例の一部改正)

第2条 一関市水道水源保護審議会条例(平成17年一関市条例第224号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、上下水道部 <u>総務管理課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、上下水道部 <u>経営総務課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一関市下水道事業等経営審議会条例の一部改正)

第3条 一関市下水道事業等経営審議会条例(平成17年一関市条例第225号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

第7条 審議会の庶務は、上下水道部経営総務課において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。